



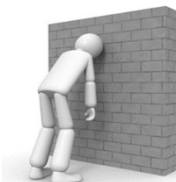
平成30年の年末調整、確定申告から改正になります

配偶者控除について

今更聞けない……

《控除を受ける条件》

- 12月31日時点で夫婦である（内縁関係は不可）
- 納税者と生計を一にしている
- 年間の合計所得が「38万円以下」である
- 事業専従者として1年間一度も給与の支払を受けていないこと



平成29年度税制改正により条件追加

⑤ 納税者本人の所得による控除金額の制限

納税者本人の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1000万円以下	13万円	16万円
1000万円超	0	0

《配偶者特別控除の改正》

- ★ 今回の改正は配偶者特別控除の適用範囲の拡大です。
- ★ 扶養に入れる所得金額は変わらない為、配偶者本人に所得税・住民税が課税されるようになります。

- ① 配偶者控除と同じ控除額を受けられる合計所得金額
38万円超 40万円以下 ⇒ **38万円超 85万円以下**
給与収入のみの場合 150万円

これが、新たな 150万円の壁です



- ② 配偶者特別控除を受けられる合計所得金額
76万円以下 ⇒ **123万円以下**
給与収入のみの場合 201万円

これが、もう一つの 201万円の壁です



- ◎ 配偶者に立ちはだかるもう一つの壁
社会保険の扶養範囲 …………… **年収 130万円以下**

これが、社会保険の 130万円の壁です



各種手当、税金、社会保険等の要因により、収入が増えても手取りが少なくなる場合もあります。

我以外皆我師也

若かりし頃は『即断即決！』
頭で考える前に、すぐ実行。
『これで良かったのか？』などと立ち止まる事なくまた行動。
不安よりも好奇心に押され、ひたすら前だけを見つめて突っ走っていた。
いや、突っ走っていたように感じていた。。
いや、そんな事も感じていなかった。
講習会や研修会にはよく参加し、知識はたくさんあり不安は無かった。
そしてふっと気が付き今を迎えた。
開業当時と今では世の中の環境も大きく様変わりしている。
1964年（昭和39年）東京オリンピックの年に開業した新幹線。
当時のスピードは時速210km。それが現在は285km。
20年ほど前には時代の最先端だった携帯電話も、今ではガラケーを
持っているのが気後れするくらいスマホ利用者が急激に増えている。
税務関係でもコンピューターの急激な普及・進化により
フィンテック等と言う訳の分からないものまで出回っている。
このような激しい時代の流れに取り残されることなく、
時代を先駆けて生きてゆくには、
日常の会話・新聞・テレビ等の報道…etcに敏感に目を向け耳を傾け
一言一句聞き漏らすことなく
『我以外皆我師也』を常に意識し心掛けてゆきたい。
…今からでは遅すぎるのかしら？
いやいや、幾つになっても人生これから！！
近い将来、人生は100年かもしれないのだから。

角田英夫

平成29年 路線価

平成29年の路線価が公表されました。
当事務所のHPでも近隣地域の表をアップしましたので、ご確認下さい。



I. P. brain 認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所



〒 252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24
☎ 046-252-1662
FAX 046-252-1620

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい

<http://www.tsunoda-kaikai.com>